◆他都道府県→宮崎県に登録移転【転入】

現在登録している都道府県に提出してください。

黒色のボールペン等(耐水性のもの)で記入してください(鉛筆書きや文字が消えるものは不可)。

様式第六号の二 (第十四条の五関係)

記入例(転)

(A4)3 2 0

登録事項(氏名、住所、本籍、勤務先)に変更が<u>ある場合</u>、登 録移転申請前に現在登録している都道府県(この 記入例 では 福岡県)に変更登録申請をする必要があります。

登録 移転 申 請

6月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上三分身、無背景の写真。 写真の裏面に申請者の氏名及び登録番号を記入(表面にインクがにじま ないように、また、凹凸が出ないように注意)。正副同一のもの。

証 紙 欄 宮崎県収入証紙8,000円分

(消印してはならない)

4 cm 顔の大きさ 写 3 dm 2 cm程度

宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。 宛名は宮崎県知事

宮崎県知事

令和元年12月15日

郵便番号 (880 - 0801)

申請者 所 宮崎県宮崎市老松〇一〇一〇〇 住

> 氏 県太郎 名 福岡

現在(登録移転前)の都道府県 番号及び登録番号を記入。

移転前の都道府県知事 移転前の都道府県知事 の受付番号 の受付番号 *

移転前の登録番号 右詰め X 0 × ×

移転後の都道府県知事 移転後の都 移転後の都道府県知事 道府県知事 の受付番号 の受付番号

移転後の登録番号

4 5

項番 〇申請者に関する事項

フクオカ 🕳 ケンタロウ 11 IJ ガ ナ 姓と名の間に1文字分空けて記入。 県太郎 氏 名 н 0 3 性 1 1.男 2.女 生 年 月 日 年 0 1 月 1 | **5** | ∃ 別 自治体名(○○市、△△郡□□町)までをこの欄に 0 郵 便 番 뭉 8 8 0 8 0 1 記入し、それ以下は「住所」「本籍」欄に記入(政令指 4 2 7 区町村 定都市(※宮崎県内はなし)の場合は行政区まで上段)。 住所市区町村コート 5 0 1 崎都道府県宮崎市郡区 (例) 市区町村コ 松 - 0 0 O O 宮崎県串間市東町0-0 -ド表参照 住 所 住所は、「丁目」「番」及び「号」などを (上段)宮崎県串間市 それぞれー(ハイフン)で区切り。 (住所·本籍欄)東町0-0 2 宮崎県小林市野尻町紙屋0000 9 5 6 X × 電 番 뭉 0 8 X X 話 (上段)宮崎県小林市 4 3 福岡都道府県福岡市郡区東区町村 本籍市区町村コートで 0 1 1 5 (住所・本籍欄) 野尻町紙屋()()()() 宮崎県児湯郡新富町富田南0-0 目〇〇番地 O 丁 (上段)宮崎県児湯郡新富町 ┏️本籍は、「丁目」「番」等を戸籍のとおりに記入 籍 本 (住所:本籍欄)富田南0-0 (一(ハイフン)で区切らない)。 福岡県北九州市小倉北区城内0-0

◎移転に関する事項 宮崎県内で宅地建物取引業従事している旨(又は予定)記入。

(上段)福岡県北九州市小倉北区

*

確認欄

*

(住所·本籍欄)城内0-0 4 0 宮崎県内で宅建業に従事しているため 移転前の都道府県知事 移転の理由

必ず記入(こ の確認が取れ ないと登録移 転できない)。

12

▲◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

0 0 0 I ス テ 株 | 式 | 会 社 O ۲ 商号又は名称 濁音及び半濁音も1文字として扱う。 (株)、(有)などと略さない。 4 5 1 2 6 8 免許証番号 (2)

◆他都道府県→宮崎県に登録移転【転入】

就 労 証 明 書

氏 名 **福岡 県太郎**

生 年 月 日 **平成 3年 1月15日**

現 住 所 宮崎県宮崎市老松〇一〇一〇〇

従事している 本店営業課

事務所 • 部課名

従事している **宮崎県宮崎市宮田町〇一〇一〇**

事務所所在地 **宮田町BLDG101**

取引士登録番号 (福岡) ×××××号

現在(登録移転前)の宅地建物取引士の登録番号を記入。

上記の者は、**令和元**年**12**月 **1**日から当社に在籍し、<u>宅建業に従事して</u>いることを証します。

令和元年12月15日

宅地建物取引業に従事している旨(又は予定)を必ず記入。 従事予定の場合は「従事している」を「従事予定である」として、いつから 従事するのかを追記。

例) 宅建業に従事予定であることを証します(平成〇年〇月〇日から従事)。

宮崎県知事殿

宛名は宮崎県知事

所 在 地 **宮崎県宮崎市宮田町〇一〇一〇**

宮田町BLDG101 商号又は名称 **〇〇〇〇エステート株式会社**

免 許 証 番 号 **宮崎県**知事免許(2) 6812号

該当しない免許権者は消去

■土交通大臣免許

代表者氏名 代表取締役 宮田 長太

備考

- ① あて名は移転後の都道府県知事とし、その都道府県の発行する証紙をはり付けること。なお、申請書の提出は移転前の都道府県知事にすること。
- ② 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ③ 「移転前の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51~64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例) 4 5 [宮崎県知事登録第000100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「移転後の都道府県知事」の欄は、上記③の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。この場合、移転後に北海道知事の登録を受ける場合には51~64 のうち該当するコードを記入すること。
- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、 □に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

 (記入例)
 R O 1 年 1 2 月 0 1 日
 M 明治 S 昭和 R 令和

 [令和元年12月1日の場合]]
 T 大正 H 平成

- ⑦ 「性別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ⑧ 移転前と移転後において住所、電話番号が異なる場合には、「住所」、「電話番号」の欄には、移転後におけるものを記入すること。
- ⑨ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により該当する市町村のコードを記入すること。